

第8回 交通政策審議会 鉄道運賃・料金制度のあり方に関する小委員会

国土交通省鉄道局



国土交通省

1. 運賃・料金体系等

- 鉄道事業法において「運賃」とは、「人又は物品の運送（場所的移動）に対する対価」を指し、「料金」とは、「運送以外の運送事業者の提供する設備の使用又は運送以外の役務に対する対価」を指すものと整理。
- 「運賃・料金」に対する国の関与については、利用者の保護及び鉄道事業者の自主性・主体性の尊重との両立の観点から、以下のとおり整理されている。

①上限認可制（普通旅客運賃・定期旅客運賃・加算運賃・新幹線特急料金）

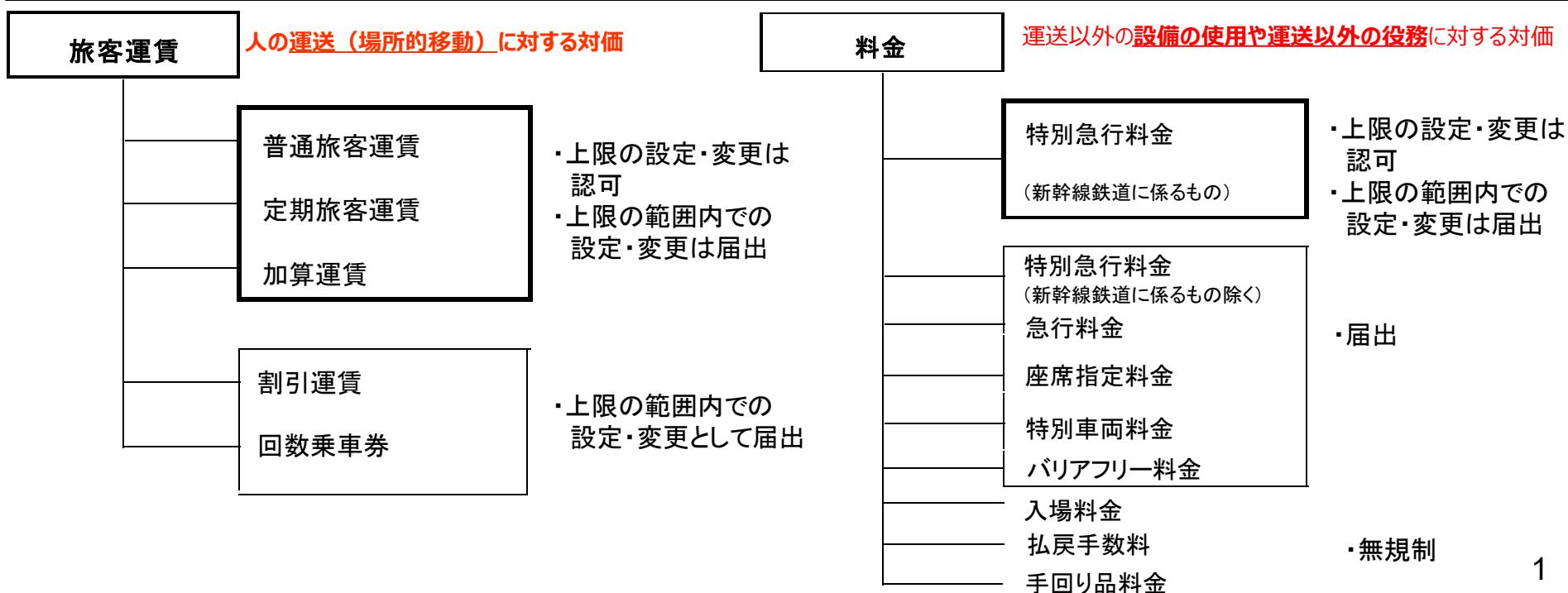
→運賃・料金を支払わなければ鉄道輸送の利用が不可であり、利用者が不当に高額の料金を強いられるおそれがあるもの

②事前届出制（割引運賃、新幹線以外の特急料金や急行料金、座席指定料金、特別車両料金（グリーン車））

→料金を支払わなくとも鉄道輸送の利用が可能であり、料金が高額となることが想定されないもの

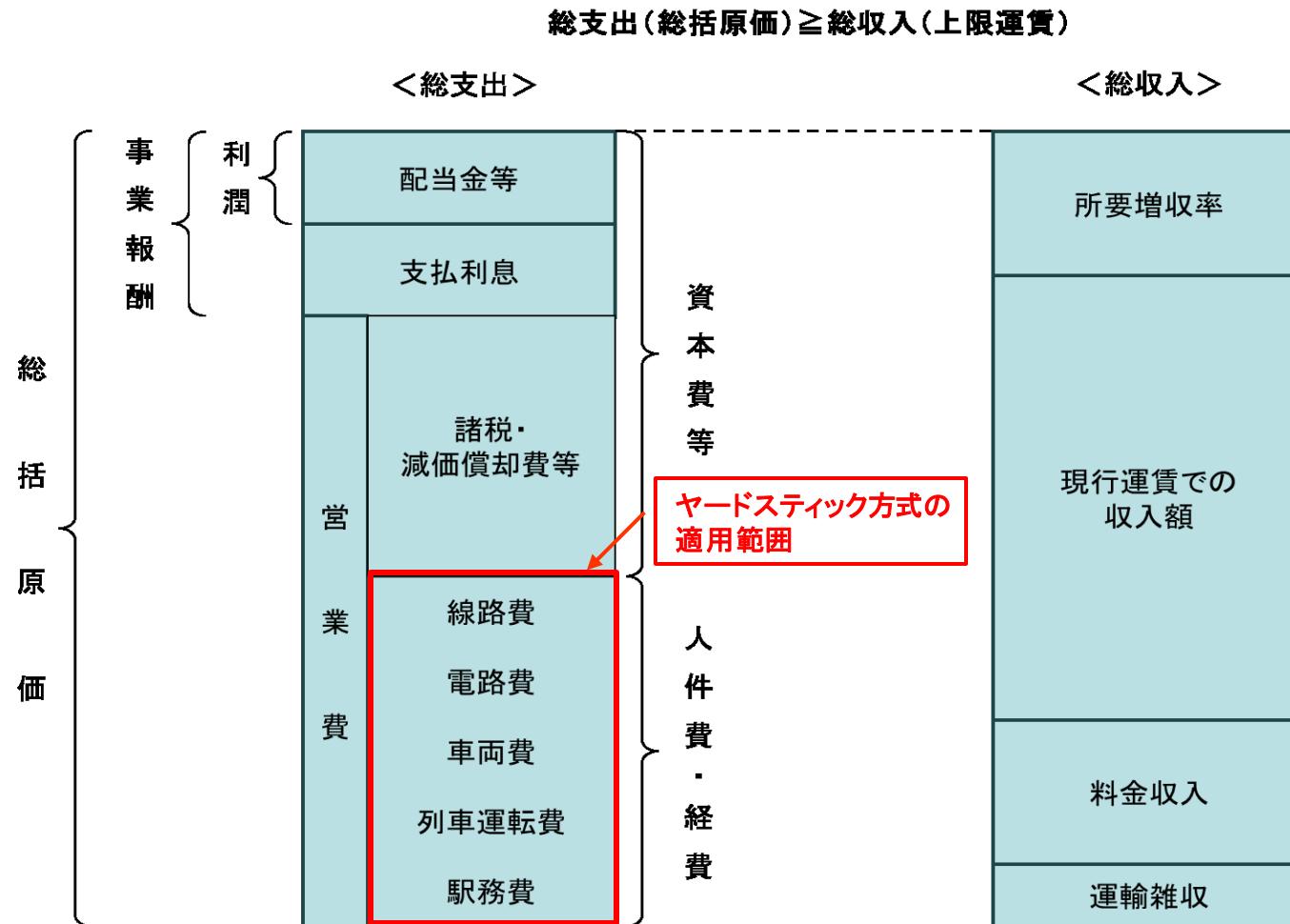
③無規制（入場料金、払戻手数料、手回り品（自転車、ペット））

→鉄道輸送に直接的に附帯する役務の提供に対する対価ではなく、利用者の利益に与える影響が軽微であるもの



2. 審査基準(総括原価方式)

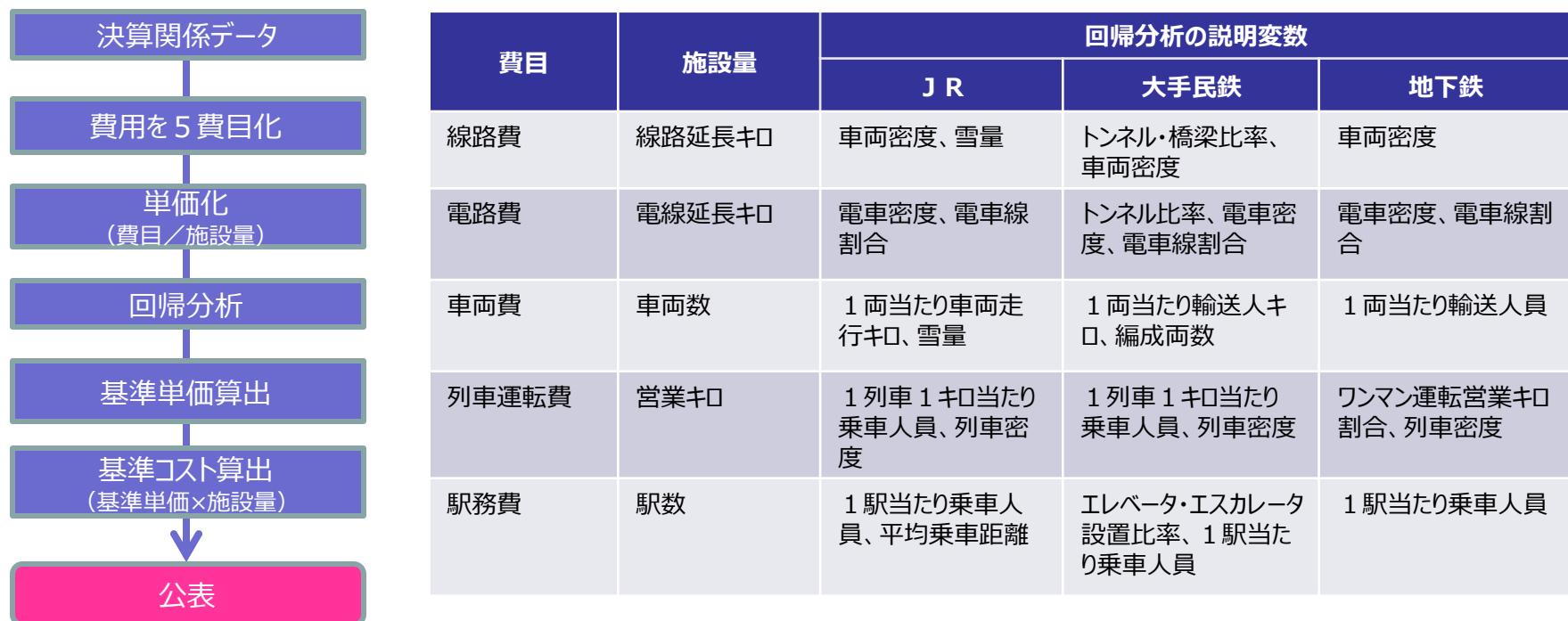
- 国土交通大臣は、鉄道事業者が定めた運賃等の上限が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査（鉄道事業法第16条第2項）して認可。



3. ヤードスティック方式(基準コストの算定)

- 鉄道インフラの維持管理、車両の運行などに関する経費について、競争を通じた効率化を促すため、業界標準を基本としている。
- 平成11年以降、算出方法の変更が行われていない。

- ◆ JR・大手民鉄・地下鉄の3グループ別に5費目毎の回帰分析を行い、各事業者毎の基準コストを算定する。
- ◆ 鉄道事業のヤードスティック方式においては、事業環境の違いを補正する指標で回帰分析した回帰式から、個々の事業者ごとの基準値を定める方法を採用。
- ◆ 回帰式に使用するデータは、公表データを用い、回帰式、基準単価、基準コスト等の結果を毎年公表。
- ◆ 事業規模や経営環境にばらつきが大きい中小民鉄にはヤードスティック方式は適用していない。



4. 収入・原価の算定要領

- 国土交通省は、具体的な収入額及び原価の算定方法を示した「収入原価算定要領」に基づき、鉄道事業者から提出された収入及び原価を審査。運輸審議会の答申を踏まえ、認可。

(参考) 「JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領」(抜粋)

第1節 一般原則

1. 基本原則

原価計算期間の鉄軌道部門の収入及び原価については、次の方法と手順により算定のうえ、所要運賃増収額を計算し、これを基礎として運賃を決定する。

2. 原価計算期間

原価計算期間（平年度）は3年間とする。

第2節 収入

1. 旅客運賃収入

(1) 旅客輸送量

過去の輸送実績を基礎として推定するとともに、これに過去及び将来の特殊要因を考慮し、定期外及び定期別に推定輸送量を算定する。

2. 特別急行料金等収入

第3節 原価

1. 運賃に係る原価

運賃に係る原価は、次の2から16までを合計した総括原価とする

2. 線路費、電路費、車両費、列車運転費、駅務費の適正コスト

3～16 (略)

5. 収入・原価の審査

- 原価計算期間（平年度）3年間の収入・支出（原価）について審査を行う。

科目／年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	平年度計	備考
		実績年度	改定年度	平年度	平年度	平年度		
収 入	旅客運輸収入							
	定期外							
	定期							
	通勤定期							
	通学定期							
	特急料金収入							
	運輸雑収(座席指定料金等)							
	合計							
支 出	適正コスト(人件費・経費)							
	特急料に係る経費等							
	運輸雑収等に係る経費等							
	動力費							
	固定資産除却費							
	賃借料							
	諸税							
	減価償却費							
	小計							
	法人税等							
	事業報酬							
	合計							
差引損益								
収支率								